

別表（第4条関係）

補助事業の区分	補助基準額	補助対象経費																				
一時預かり事業 (1) 一般型	ア 基本分 事業実施年度の年間延べ利用児童数の区分に応じ、次に定める額とする。 <table><tr><th>年間延べ利用児童数</th><th>1 か所当たり 年額</th></tr><tr><td>25人以上 50人未満</td><td>1,473,000円</td></tr><tr><td>50人以上 100人未満</td><td>1,973,000円</td></tr><tr><td>100人以上 200人未満</td><td>2,444,000円</td></tr><tr><td>200人以上 300人未満</td><td>2,945,000円</td></tr><tr><td>300人以上 900人未満</td><td>3,240,000円</td></tr><tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,470,000円</td></tr><tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>5,012,000円</td></tr><tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,554,000円</td></tr><tr><td>2,700人以上</td><td>8,096,000円</td></tr></table>	年間延べ利用児童数	1 か所当たり 年額	25人以上 50人未満	1,473,000円	50人以上 100人未満	1,973,000円	100人以上 200人未満	2,444,000円	200人以上 300人未満	2,945,000円	300人以上 900人未満	3,240,000円	900人以上1,500人未満	3,470,000円	1,500人以上2,100人未満	5,012,000円	2,100人以上2,700人未満	6,554,000円	2,700人以上	8,096,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費
	年間延べ利用児童数	1 か所当たり 年額																				
25人以上 50人未満	1,473,000円																					
50人以上 100人未満	1,973,000円																					
100人以上 200人未満	2,444,000円																					
200人以上 300人未満	2,945,000円																					
300人以上 900人未満	3,240,000円																					
900人以上1,500人未満	3,470,000円																					
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円																					
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円																					
2,700人以上	8,096,000円																					
	イ 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業分 1 か所当たり 年額25,000円	安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費 ※物品の購入により生じた経費については、納品及び支払いを令和7年10月1日から令和8年3月31日までに完了したものを対象とする。																				

補助事業の区分	補助基準額	補助対象経費												
(2) 余裕活用型	次に定める児童1人当たりの単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。 <table><tr><td></td><td colspan="2">単価（日額）</td></tr><tr><td></td><td>0～2歳児</td><td>3～5歳児</td></tr><tr><td>私立保育所</td><td rowspan="2">7,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>小規模保育事業所</td><td>—</td></tr></table>		単価（日額）			0～2歳児	3～5歳児	私立保育所	7,000円	3,000円	小規模保育事業所	—		
	単価（日額）													
	0～2歳児	3～5歳児												
私立保育所	7,000円	3,000円												
小規模保育事業所		—												
(3) 災害特例型	ア 一時保育実施要綱第2条第1項第3号ウ（ア）に該当する児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される額とする（児童1人当たり月額）。 ※ 月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。 イ 一時保育実施要綱第2条第1項第3号ウ（イ）に該当する児童1人当たり日額4,650円に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。													
(4) 定期利用保育事業	ア 基本分 1日の利用時間に応じて適用される次の単価に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>1日の利用時間</td><td>単価</td></tr><tr><td>4時間未満</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>4時間以上8時間以内</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>8時間超9時間以内</td><td>5,625円</td></tr><tr><td>9時間超10時間以内</td><td>6,250円</td></tr><tr><td>10時間超</td><td>6,875円</td></tr></table> イ 処遇改善事業分 次により算出された額とする。	1日の利用時間	単価	4時間未満	2,500円	4時間以上8時間以内	5,000円	8時間超9時間以内	5,625円	9時間超10時間以内	6,250円	10時間超	6,875円	定期利用保育事業の実施に必要な経費 処遇改善事業の実施に必要な
1日の利用時間	単価													
4時間未満	2,500円													
4時間以上8時間以内	5,000円													
8時間超9時間以内	5,625円													
9時間超10時間以内	6,250円													
10時間超	6,875円													

補助事業の区分	補助基準額	補助対象経費
	(算式) $11,030\text{円} \times \text{賃金改善対象者数} (\text{※}) \times \text{事業実施月数}$ ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。 なお、「賃金改善対象者数」については令和7年4月1日以降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。	な経費
(5)緊急一時保育事業	ア 基本分 児童1人当たり日額2,600円に、年間延べ利用児童数を乗じて得た額とする。 イ 利用料免除加算 一時保育実施要綱第29条第1項ただし書きの規定により利用料を免除する場合、次の算式により得られた額を加算する。 (算式) $\text{当該免除対象児童の免除期間における利用日数} \times 1,400\text{円}$	緊急一時保育事業の実施に必要な経費